

# 日中サービス支援型共同生活援助の評価について

## 評価を実施する理由

厚生労働省令で実施が義務付けられている。

(協議の場の設置等)

第213条の10 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下「協議会等」という。)に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

## 必要な評価

- ①事業開始前・・・事業計画
- ②事業開始後・・・事業報告

## 評価の実施

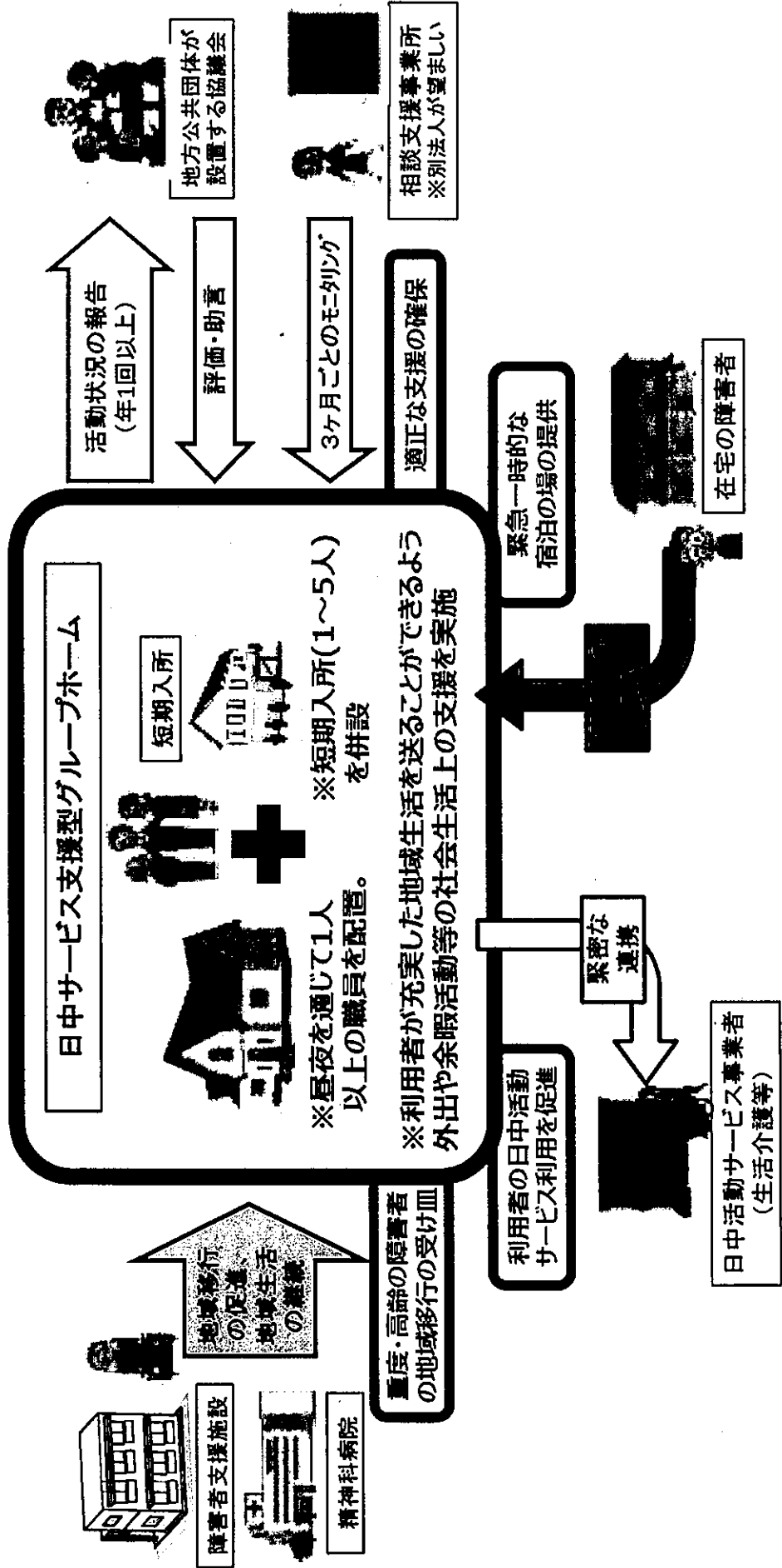
運営委員会においてその委員が実施する。

## 評価の流れ

事業開始前	1	事業者が事務局（社会福祉課）に評価申込書及び事業計画シートを提出
	2	運営委員会委員（評価者）に事業計画シートを送付
	3	運営委員会当日、事業者から計画の説明（約15分）、質疑応答（約15分）
	4	委員は評価シートを記入。（欠席委員からも別に提出）
	5	事務局で評価シートをとりまとめ
	6	協議会長の承認
	7	事業者に評価シートを送付
事業開始後	1	事業者が事務局（社会福祉課）に実施状況報告書及び事業評価シートを提出
	2	運営委員会委員（評価者）に事業評価シートを送付
	3	施設訪問を実施
	4	委員は評価シートを記入。（欠席委員からも別に提出）
	5	事務局で評価シートをとりまとめ
	6	協議会長の承認
	7	事業者に評価シートを送付

# 地域生活者の地域移行促進型グループホームの開設

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定により創設される「日中サービス支援型グループホーム」は、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待される。



# グループホーム3類型の比較

	介護サービス包括型	日中サービス支援型	外部サービス利用型	
定員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員 新築建物は10名以下 既存建物は20名以下 (都道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下)</li> <li>・共同生活住居 原則2～10名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員 20名以下+短期入所1～5名 (都道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下)</li> <li>・共同生活住居 2～10名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員 新築建物は10名以下 既存建物は20名以下 (都道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下)</li> <li>・共同生活住居 原則2～10名</li> </ul>	
住居	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあること。</li> </ul>			
設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同生活住居は、1以上のユニットを有すること。</li> <li>・ユニットの居室面積：収納設備等を除き、7.43平方メートル以上を確保すること。</li> </ul>			
人員基準等	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの		
	サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数が30人以下：1人以上</li> <li>・利用者数が31人以上：1人に、利用者数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</li> </ul>		
	世話人	6:1以上 (報酬上は4:1～6:1)	5:1以上 (報酬上は3:1～5:1)	6:1以上 ※平成26年4月1日において現存する事業所は当面の間、10:1 (報酬上は4:1～6:1、10:1)
	生活支援員	障害支援区分に応じ (区分6)2: 5:1 ~ (区分3)9:1以上		なし (介護の提供は受託居宅介護事業所が行う)
	夜間支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> <li>(夜勤や宿直の配置、常時の連絡体制を確保している場合は加算で評価)</li> </ul>	1名以上の夜勤職員の配置が必要 (加配した場合は加算で評価)	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> <li>(夜勤や宿直の配置、常時の連絡体制を確保している場合は加算で評価)</li> </ul>
	日中支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> <li>(日中に支援を行った場合に加算で評価)</li> </ul>	1名以上の職員の配置が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> <li>(日中に支援を行った場合に加算で評価)</li> </ul>
報酬	個人単位ヘルパー利用 (R3.31までの経過措置)	以下の要件を満たす場合に利用が可能。 (1)障害支援区分4以上、かつ、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の対象者 (2)障害支援区分4以上、かつ、次の①及び②の要件をいずれも満たす者 ① 個別支援計画にホームヘルプサービスの利用が位置付けられていること。 ② ホームヘルプサービス利用について市町村が必要と認めること。	なし	
	世話人の配置及び支援区分に応じて 666単位/日～171単位/日 ※各種加算あり	世話人の配置及び支援区分に応じて 1,104単位/日～279単位/日 (日中共同生活住居以外で過ごす場合の報酬もあり) ※各種加算あり	世話人の配置に応じて 244単位/日～114単位/日 (区分2以上の者は受託居宅介護サービス費を算定可) ※各種加算あり	
事業者数 (令和2年4月国保連データ)	7,718事業所	182事業所	1,321事業所	
利用者数 (令和2年4月国保連データ)	114,554人	2,344人	15,551人	

日中サービス支援型共同生活援助 事業計画シート①

基本情報	事業開始予定日	
	法人名称	
	事業所名称	
	住居名称・定員数	住居名： 定員： 人
		住居名： 定員： 人
	住居所在地	
	短期入所	単独型・併設型 定員： 人
人員配置	世話人 【日中】 配置人数： 人（常勤換算 人）	
	【夜間】 配置人数： 人（常勤換算 人）	
	生活支援員【日中】 配置人数： 人（常勤換算 人）	
	【夜間】 配置人数： 人（常勤換算 人）	
	看護職員： 有・無（配置人数： 人（常勤換算 人））	
利用予定者について	主な障害種別	身体： 人、知的： 人、精神： 人、難病： 人
	支援区分	区分1： 人、区分2： 人、区分3： 人、区分4： 人 区分5： 人、区分6： 人
	年齢	60歳以上： 人、50歳代： 人、40歳代： 人、 30歳代： 人、10歳から20歳代： 人
	利用者の障害特性等	医療的ケアの必要な者： 人 強度行動障害のある者： 人
	利用者の通所状況	利用予定者： 人 グループホーム内で日中を過ごす利用者： 人 日中活動サービス等を利用する利用者： 人

## 日中サービス支援型共同生活援助 事業計画シート②

### 運営・支援について

#### (1) 事業の目的・理由

- ・他の類型ではなく、日中サービス支援型共同生活援助事業を開始する目的や経緯等について

#### (2) 日中の支援方法

- ・日中をグループホーム内で過ごす利用者に対する支援について
- ・利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の支援について
- ・利用者の意向にそった適切な日中活動サービス等の利用に関する支援について

#### (3) 利用者の健康管理

- ・日常の健康管理について
- ・利用者の体調変化による緊急時の迅速な対応について
- ・利用者の障害の状況にあわせた健康の維持・増進のための工夫について

#### (4) 利用者の食事

- ・利用者の心身の状況に応じた食事の提供と支援について
- ・食事は利用者の嗜好を考慮した献立を基本とし美味しく、楽しく食べられる工夫について

(5) 地域との適切な関係確保

- ・ 利用者と地域との交流を広げるための取組みについて

(6) 利用者の権利擁護の配慮

- ・ 利用者のプライバシー保護と権利擁護に配慮した取組みについて
- ・ 利用者の権利擁護のため、虐待等の権利侵害の防止、発生時の対応について
- ・ 利用者の金銭管理について

(7) 利用者の安全確保

- ・ 安全・安心な福祉サービスの提供を目的としたリスクマネジメント体制について
- ・ 災害時における利用者の安全確保のための取組みについて

(8) 計画相談支援

- ・ 利用者に対するモニタリングが適切に実施されるよう相談支援事業所との連携について

(9) 職員の質の向上に向けた体制

- ・ 研修等職員一人ひとりの育成に向けた取組みについて

(10) 利用者の費用負担

- ・ 入居時、退去時に利用者が負担する費用について
- ・ その他、利用者が負担する特別な費用について

--

(11) 短期入所事業

- ・ 当該短期入所事業の果たす役割について

--